

1. ビジネスモデル対話について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大等の事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築が重要と考えている。については、それに向けて取り組むべき課題とその対応状況等について対話を開始したところ。
- 一部の社においては、既に各種の質問事項（アンケート）にご回答いただいております。今後、特に「デジタル戦略を含む今後のチャネル戦略」「新たな商品・サービスの開発」「リスク管理の高度化」などの個別テーマにつちえ、経営陣を含めた各層との意見交換を実施するなど深度ある対話を進めていきたいと考えている。
- それ以外の社についても、今後、同様に質問事項（アンケート）やそれを踏まえた対話を実施することがあるので、ご協力をお願いしたい。

2. グループガバナンスについて

- グループ監督のための国際的な保険監督基準（ComFrame 等）の趣旨を踏まえた監督指針改正案の市中協議を令和2年10月30日から開始した。
- また、今事務年度のグループ監督の方針等を内容とする「IAIGs 等向けモニタリングレポート」も併せて公表したところ。
- 保険グループを取り巻く経営環境は、グローバルな経済情勢の変化、新型コロナウイルス感染症の影響拡大や自然災害の多発・激甚化等により、大きく変化している。このため、世界経済全体の停滞や株価の下落、支払い保険金の増加、顧客ニーズの変化等によって、海外を含めた保険ビジネスや収益が影響を受けるおそれがあり、こうした点を踏まえつつ海外子会社を含めたグループガバナンス態勢を構築・高度化していくことが重要である。
- 令和2事務年度においては、このような観点から前事務年度のモニタリングにおいて認識した課題をフォローアップするとともに、上述の監督指針案に基づきモニタリングを実施していく予定であるので、各社におかれ

では、大手保険グループ以外も含め、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループベースのガバナンスやリスク管理の高度化に、引き続き取り組んでいただきたい。

3. 元営業職員による金銭詐取事案について

- 元営業職員が保険契約者等から不正に多額の金銭詐取を行っていた事案が発生。この事案は、顧客被害の大きさのみならず、顧客との信頼関係を利用した悪質性から営業職員に対する顧客の信頼を損ないかねない問題であると考えている。
- 金銭詐取事案に関しては、過去より繰り返し発生しており、各社とも未然防止の観点から様々な工夫を図りながら管理態勢の強化に取り組んでいるが、足元でも対外公表を要する事案が複数発生している。
- また、with・after コロナ下では、営業拠点への出勤を要しない働き方の拡大などにより、営業拠点における営業職員管理の方法を見直す必要があり、今まで以上に工夫が求められる課題であると考えている。
- このような状況を鑑みると、各社の営業職員に対する管理態勢については改めて検証してもらう必要があり、また、各社自らがその管理態勢の実態等やその検証状況を確認し、必要な対応を図っていただくようお願いしたい。
- 当局としても、各社の検証状況や対応状況について、しっかりと確認していきたいと考えている。

4. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、令和2年10月、制度検討の状況に関する関係者への情報提供の一環として、現在実施している国内フィールドテストの仕様書等を公表。また、保険負債に関する妥当性検証の枠組みや自然災害リスクに関する内部モデルの取扱いといったテーマについて、有識者会議において示された方向性を踏まえて、関係者との意見交

換を行っているところ。

- これら以外の点も含めて、保険会社やその他の関係者の皆様から、現状のリスク管理実務も踏まえたご意見をいただきつつ、検討を深めてまいりたい。本件に関する情報は、今般新設した金融庁ウェブサイト上のページにて、今後も随時公表していく予定であるので、是非ご覧いただき、新たな制度を見据えた態勢整備にも活かしていただきたい。

5. 正確な決算等開示事務について

- 令和2事務年度、いくつかの保険会社で決算訂正やディスクロージャーの誤りが頻発しているところ。当局で確認したところ、社内マニュアルが「主要な決算業務」に限定して作成され、それ以外の業務では担当者の経験と判断に依拠して行われているなど、内部統制システム上の懸念がある事例も見られた。
- コロナ禍による様々な制約等もある中で業務を行っていることは承知している。一方で、こうした事例や、取引や会計処理が複雑化していることを踏まえ、各社においては、不正確な情報開示により、保険契約者等関係者の信頼を損ねることのないよう、必要に応じて内部統制システムを点検するなど、適切な業務運営に努めていただきたい。

6. LIBOR 公表停止問題に係る進捗管理のあり方、及び ISDA プロトコルへの早期批准について

- LIBOR については、今般、主要な金融機関に対して、令和2年6月に発出された「Dear CEO レター」に基づくモニタリングを実施し、LIBOR からの移行に向けた対応状況を確認させていただいた。例えば、内部的に進捗管理指標（KPI）を用いて進捗管理を行っている事例が見られた。金融庁としても、引き続き、モニタリングを通じて定期的に確認していく。
- 経営陣におかれても、例えば、LIBOR から代替金利指標へ移行した契約数といった定量的指標に基づく進捗状況の確認など、適時に進捗状況を把握

する仕組みについて検討いただきたい。

- LIBOR 参照取引の中でも、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）準拠のデリバティブについては、ISDA プロトコル（※）が令和2年10月23日に公表された。今後、市場関係者による批准プロセスに入り、翌年1月25日に発効予定。

※ ISDA プロトコル: 契約当事者間での相対交渉によらずに既存契約にフォールバック条項を適用するための付随契約

- ISDA プロトコルへの批准によるフォールバック条項の広範な利用が望ましい。FSB も、「プロトコルの広範かつ早期の批准を強く推奨する。」旨、声明を公表している。
- なお ISDA プロトコルへの批准は、あくまでもフォールバック条項の適用であり、LIBOR 公表停止問題への基本的な対応としては、代替金利指標への早期の「移行」が重要である。

7. デジタル化の推進について

（書面・押印・対面手続を求める規制について）

- 今般、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、金融庁所管法令・監督指針等において押印等を求める記載を削除するための市中協議を令和2年10月27日より開始した。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和2年6月末までに見直す方針である。

（登記事項証明書の添付省略について）

- 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」や「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、法務省の登記情報システムが改修され、令和2年10月26日より、国の行政機関間において登記情報を連携・共有する仕組みが開始された。

- これにより、法令に基づく申請等における登記事項証明書の添付省略が可能となったことから、金融庁としても、同日より、その添付省略の取扱いを開始している。

(国民の書面・押印・対面手続きの見直し)

- 令和2年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」については、同年10月、貴協会より生命保険業界における書面・押印・対面手続きの見直しに向けた課題と方針について発表いただき感謝申し上げます。
- 今後、論点整理の取りまとめを年内に行う予定だが、貴協会の発表の中で、デジタル化による効率化・顧客利便向上の取組みを業界全体で積極的に推進する方針を打ち出していただいたところ、上述の規制の見直しに合わせ、引き続き、書面・押印・対面手続きの見直しを進めていただきたい。

8. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取り組みについて

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を狙ったサイバー攻撃の報道があるところ、大会関係機関のみならず、金融機関もサイバー攻撃のターゲットとなる可能性もあり、サイバー攻撃の脅威は、ますます高まっている。
- 以下の3点の事項に留意し、サイバーセキュリティ対策の強化に取り組んでいただきたい。
 - ・ まず、経営陣のリーダーシップ。経営陣の認識は社員にも伝播するものであるため、経営陣が、セキュリティの重要性を頭で理解するだけでなく、社員にしっかり発信し、セキュリティの重視の社風・思想を醸成していくことが重要。
 - ・ 次に、様々な新事業を開始する場合には、企画・設計の段階からセキュリティを確保する「セキュリティバイデザイン」が大切。
 - ・ 更に、セキュリティに関する報告は、技術的なことも多いため問題が起きてからではなく、普段からセキュリティ担当者と直接コミュニケーション

ンを取るなど、経営陣自身のリテラシーを上げて、自社のセキュリティ上のリスクを予め把握することも重要。

9. 金融技術革新に関する国際動向について

- 令和2年10月にG7財務大臣・中央銀行総裁会議、G20財務大臣・中央銀行総裁会議といった金融関係の主要な国際的な会議が開催され、FSB（金融安定理事会）からは複数のレポートがG20に報告・公表された。
- 今回は、グローバルステーブルコインやクロスボーダー決済改善、サイバー事象への対応など、金融技術革新に関する文書を多く出されている。多くの作業はコロナ禍前から開始されていたものであるが、コロナ禍においてさらに重要性が高まったり、動きが加速化したりしている。
- このうち、G7の附属文書ではランサムウェアについて言及されたが、G7の文書としては異例ながら、各国当局ではなく業界に対して直接働きかける文言となっている点からも警戒度合いの高さがうかがえるものとなっている。
- ランサムウェアへの対処としては、①「（自らが）被害を受けない」、②「（たとえ被害を受けても）身代金を支払わない」、③「（被害を受けずとも）身代金の支払いに利用されない」という三点が考えられるところ、本附属文書では、特に③「身代金の支払いに“利用されてはならない”」という点を強調している。
- 国内の他セクターや海外の金融セクターの一部では、最近大きな感染被害が相次いで報告されている。その手口も、データを復旧するための身代金要求に加えて、暗号化する前にデータを窃取しておき、支払わなければデータを公開すると二重に脅迫するなど巧妙化・凶悪化しており、身代金相場も高騰していると指摘される。
- 海外ではランサムウェアの身代金がテロ資金などに悪用される可能性もあることから足元で非常に緊張が高まっている。サイバー空間に国境はなく、皆様におかれても、改めて気を引き締めていただければ幸い。

- 今後もこうした意見交換会の場などを利用して、金融技術革新に限らず、金融規制に関する国際的な議論の動向を広くご紹介させていただく。金融機関の皆様の業務のご参考としていただければありがたい。

10. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 平成30年2月に策定し、平成31年4月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について、今般、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、当庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化するものである。
- 今後、当庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

11. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に係る協力依頼

- マイナンバーカードについては、政府として、普及拡大に向け、改めて取り組みを進めているところ。
- マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながる事が期待される。また、従業員にとっても、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカード。
- マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向けて、依頼文書を発出する予定なので、ご協力をお願いしたい。

(以 上)